

## 公聴会意見概要

資料2-4

日時：平成18年11月22日(水)

場所：三番町共用会議所第3、4会議室

案件：狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を定めることについて

### 1. 公述人

公述人	賛否	賛否に係る理由
(財)日本自然保護協会	条件つき賛成	<p>とらばさみ・くくりわなは全面的に禁止にしてもらいたい。          とらばさみは、錯誤捕獲や人への危険性が高く、国会等でも指摘されていたところ。希少動物種の存続を脅かすひとつの要因ともなっている。許可捕獲で使用可能では、根本的な解決にならない。クマ等の錯誤捕獲が減ることは期待できる。</p> <p>くくりわなは、クマの錯誤捕獲の可能性が低くなると期待できるが、胴・首くくりわなの残虐性や飼い犬や猟犬などの飼養動物を含む錯誤捕獲の問題は解決されない。また、とらばさみ同様に、錯誤捕獲個体の放棄の際、扱う人間への危険性も伴う。</p> <p>違法わな発見時に、速やかに撤去するよう行政・警察と鳥獣保護員等との連携を具体的に行うべきである。また、すべてのわなについて一般に販売が行われているため、狩猟免許や捕獲許可の確認を徹底すべきである。国は、わなの使用実態や錯誤捕獲の状況をモニタリングし、本規制が遵守されていないと認められる場合は、速やかに規制の強化を検討すべきである。</p>
(財)日本野鳥の会	条件つき賛成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とらばさみは、許可捕獲においても今後、使用禁止とすること。</li> <li>・くくりわなは、今後、全面的な使用禁止を検討すること。</li> </ul> <p>とらばさみによる鳥類の錯誤捕獲あるいは違法な捕獲の事例も報告されておりますので、今回の改正をきっかけに、わなによる捕獲を適正化するための取り締りや見回りの体制が強化され、こうした事態が改善される方向に進むことを期待いたします。</p> <p>ただし、とらばさみについては、許可捕獲においても狩猟同様、錯誤捕獲を防ぎ得ないと考えられることから、許可捕獲においても使用を禁止することを検討すべきです。</p> <p>また、くくりわなについても、とらばさみと同様、錯誤捕獲のおそれがあります。今回の規制により、クマ類の錯誤捕獲については一定の成果を上げ得るものと期待いたしますが、中型から小型の哺乳類にはその効果が期待しにくいため、今後、許可捕獲においても使用規制の強化を検討すべきです。</p> <p>なお、とらばさみ等のわなについては、使用要件を明示せずに販売されている状況が未だに見られますので、違法に使用されることのないように各方面への指導を徹底し、また販売実態の調査を行い、今後の状況に応じて販売の規制も検討すべきです。</p> <p>また、錯誤捕獲の場合は、許可証の返納の際にきちんと報告してもらい、国や公共団体はこれらをまとめるべき。</p>
(財)日本鳥類保護連盟	賛成	<p>鳥類については、もともと狩猟でのわなの捕獲は禁止されており、今回のわなの使用制限の強化は鳥類保護上からも好ましい事と思われる所以賛成である。</p> <p>なお、くくりわな、はこわなについては一部使用可能ですが、鳥獣類の錯誤捕獲が起こらないよう一層の指導を希望する。</p>
全国農業協同組合中央会	保留	<p>この検討にあたり47都道府県にある農協に調査したが、26都道府県から回答を得ることができた。内容としては、5県からの反対があった。反対の背景には、使用方法の可否ではなく、鳥獣による被害が増加している中で、禁止猟法を追加するだけでは、有害鳥獣の諸課題の解決には結びつかないとする考えがある。これらの意見を踏まえ、規則の改正の検討や運用にあたっては、農家等被害者の意見を十分聴き、慎重に検討していただきたい。農業の多面的機能として動物愛護ということもあるが、一方で被害を受けている農家に配慮した議論が必要不可欠。</p> <p>また、5県から賛成があったことも付け加えておく。動物愛護等の精神に配慮しているなどの理由であった。</p>
全国森林組合連合会	賛成	<p>なお、林業における被害の発生状況等を勘案して、今後とも狩猟規制の適切な見直しをお願いします。また、林業被害対策として捕獲等の申請を行った場合においては、速やかに許可願う。</p> <p>また、有害鳥獣駆除の円滑な実施につきましても引き続き配慮願う。</p>
(社)大日本猟友会	賛成	錯誤捕獲対策及び捕獲後の解放対策等からやむを得ない。くくりわなのワイヤーについては流通しているのはほとんど直径が4ミリ。輪の径の12センチについても効果があるだろうということを調査した経緯がある。

(社)全日本狩猟俱樂部	賛成	くくりわなの構造規制はやむを得ない。とらばさみについても捕獲禁止獣類の錯誤捕獲の防止等の理由からやむをえない。
青森県	賛成	当該措置に対する意見としては賛成。なおこの改正により、地元団体の負担が増えることがないようご配慮いただきたい。
茨城県	賛成	(1)とらばさみについて、本県では、ほとんど使用されていないことから、影響はないものと思われる。なお、違法捕獲で使用されることのないよう、所持規制や販売禁止等の措置も必要であると考える。 (2)くくりわなについて、本県でも猟犬がくくりわなにかかる事例も発生していることから、今般の改正は必要と考えます。また、くくりわなは地中に埋設される場合がほとんどで、取締りを行う上で支障がある。くくりわなの認証制度などがあれば有効と思われる。
岐阜県	賛成	基本的には賛成。 なお、イノシシ捕獲檻へのツキノワグマ錯誤捕獲を防止するため、捕獲檻の上面に脱出用の穴を空けたいわゆる「クマスルー檻」の設定についても、効果を検証するなど今後の導入に向けて検討されたい。 また、ヌートリアについてはとらばさみでないと捕獲が難しいという意見がある。農業被害の対応ということについて一層検討していただきたい。
大阪府	一部賛成 一部反対	(1)とらばさみについては賛成 (2)くくりわなについては次のことから反対。①輪の直径が12センチ以下であっても、小熊が捕獲される可能性がある。また、イノシシ、ニホンジカ以外の捕獲も困難であることから、法令違反を知りながら12センチを超えるわなを設置することも考えられるため、狩猟者モラルが低下することになる。②4ミリメートル以上は太く非現実的である。従って、何ミリメートル未満を禁止することが適当かについては、科学的な検証の後に決定していただきたい。
香川県	一部賛成 一部反対	(1)とらばさみについては、本県においては、使用者は少ないため、特に混乱は生じないと判断し賛成する。 ただし、一部の県では、農業被害を及ぼすタヌキ等の捕獲に有効な手段の一つと聞いているので、十分に調整を行った上で禁止していただきたい。 (2)くくりわなの規制について次の理由から反対する。①当県においてはくくりわなを12センチ以下で仕掛けている者はほとんどおらず、本案は実質上、胴くくりわなについて全面的禁止、脚くくりわなもほとんど禁止ということになる。また12センチだとイノシシがかかった場合に、脚の先端部分にひつかかってしまい危険である。この状態でイノシシが暴れると、事故の危険性が高まる。③山中のわなの構造をチェックすることは現実的には困難。④締め付け防止金具については徹底が厳しく、取締りの点で困難。以上の点で再考をお願いしたい。
福岡県	賛成	基本的には賛成。銃猟からわなに移行している状況から、わな免許取得者は増えてきている。錯誤捕獲の防止や安全性の確保からも必要な措置である。

## 2. 傍聴者(10名)

地球生物会議代表野上ふさ子氏より下記の発言があった。

- くくりわな、とらばさみの許可捕獲での使用を含めた全面禁止を求める。理由は、錯誤捕獲等の問題は許可捕獲においても同様であり、またこれらのわなは、捕獲した動物に痛みを与え暴れることから放獣作業が危険となること、はこわなという代替できるわながあることからである。
- 錯誤捕獲した個体は違法であるので、放獣される必要があるが、負傷していた場合は、リハビリ後に放獣されるべきと考える。しかしながら、錯誤捕獲個体の放置や、溺死、撲殺などの野蛮な方法によって処分されている実態がある。そのため、環境省は、所有物となった捕獲個体の殺処分のマニュアルを作成するべきである。
- 捕獲許可申請の際、設置するわなの数の制限を行うべきである。
- 違法なわなを撤去できる体制整備を要望する。
- わなが通信販売等で購入できる現状なので、規制するべきである。